

基本理念

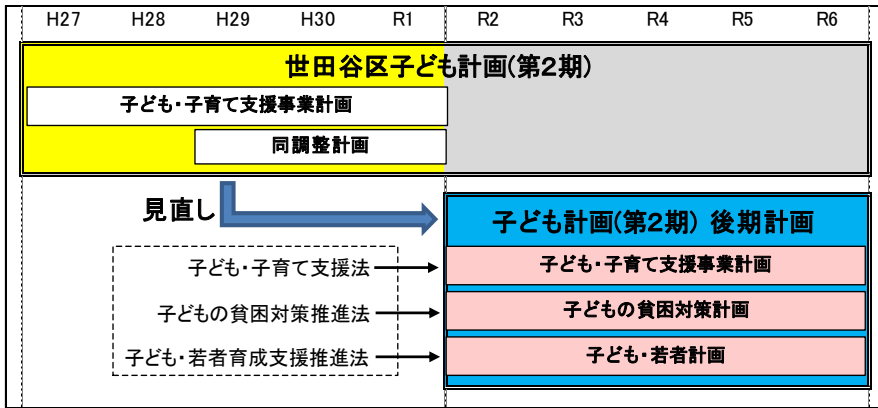
子どもが健やかに成長・自立でき、また、安心して子どもを生み、育て、子育てに夢や喜びを感じることができる地域社会を区民と力をあわせ実現します

第1章 計画の策定にあたって

策定の趣旨・計画期間・計画の位置づけ

子ども計画（第2期）に内包する「子ども・子育て支援事業計画」が令和元年度に最終年度を迎えたことから、令和2年度以降5年間の事業計画を定める必要があります。また、子どもの貧困の社会問題化、児童福祉法の改正により特別区が児童相談所を設置できるようになるなど区の子ども・子育て家庭を取り巻く社会環境も大きく変容しています。

こうした状況の変化に的確に対応するため、上記事業計画を内包し、令和2年度から令和6年度を計画期間とする「子ども計画（第2期）後期計画」を策定しました。なお、子ども計画は「世田谷区子ども条例」の推進計画として策定しており、下図にある区市町村計画を内包しています。



第2章 計画の基本的考え方

目指すべき姿『子どもがいきいきわくわく育つまち』

基本コンセプト『子ども主体』

目指すべき姿を実現するには、すべての子どもが守られるべき権利が侵害されることなく、安心して楽しく元気に過ごすことのできる環境が、身近な地域の中で具体化される必要があります。そのためには、予防的な取り組みを推進していくことが重要です。

計画の策定にあたり、重点政策や施策・取り組みが「子ども主体」で組み立てられているか、子どもが豊かに成長していく支えとなるものかという視点を軸として検討を進めました。あわせて、子ども主体を実現していく手段として、次の3つの視点を持って検討を進めました。

つなぐ・つながる

参加と協働

地域の子育て力

第3章 重点政策

① 子どもが地域の中で自ら生きる力を育むことを支えます

子どもが地域の中で主体的に活動できる場や機会を充実させ、すべての子どもが自ら生きる力を育むことができる環境を整え、他者との関わりや多様な経験を重ね自己肯定感を高めながら、地域・社会を中心となって担っていく若者、大人、親へと成長していくための基礎となる育ちを地域とともに支えます。

- ◆子どもの権利擁護・意識の醸成
- ◆子ども・若者の地域・社会への参加・参画の推進
- ◆すべての子どもが地域で豊かな社会体験を重ね、力を発揮できる場や居心地のよい安心して過ごせる場を身近にもてる環境整備
- ◆乳幼児期の教育・保育の充実
- ◆外遊びの推進及び環境整備
- ◆地域で子どもを見守り、育ちを支える気運の醸成と地域人材の確保

② 妊娠期から地域の中で子育てを楽しめるよう子育て家庭を支えます

妊娠、出産、子育てにかかる父母の不安感や負担感が増えてきており、こうした育児不安を抱え込むことは、虐待のリスクを高めることにもつながることから、妊娠期・子育て期を孤立感なく安心して生活できるよう、すべての子育て家庭が適切な地域の子育て支援につながる仕組みの充実を図ります。

また、子どもや保護者が身近な場で気軽に相談ができる体制を整えるとともに、最も身近な地区において多様な地域資源が連携・協力しながら適切な支援・見守りができるようネットワークの強化を図ります。

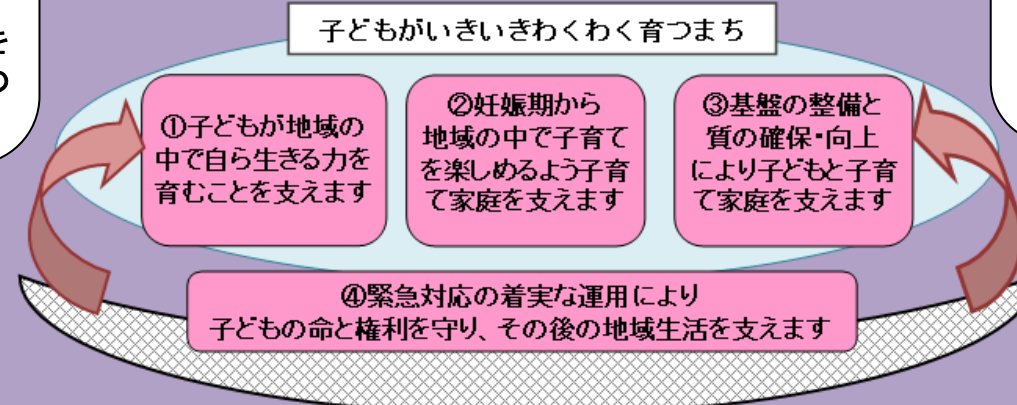
さらに、子ども家庭支援センターと児童相談所が、それぞれの持つ専門的な機能や権限を発揮し、それぞれの役割を果たしつつ、必要に応じて問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」の体制を構築し、気軽な相談から虐待等の要保護児童等の早期発見・早期対応に至るまでの切れ目のない児童相談行政の実現を図ります。

- ◆身近な地区における見守りのネットワークの強化と相談支援体制の再構築
- ◆妊娠期から地域につながる取り組みの推進
- ◆相談支援からつながる育児不安の軽減に向けた支援・サービスの充実

③ 基盤の整備と質の確保・向上により子どもと子育て家庭を支えます

子育て家庭のニーズに沿った教育・保育の多様な受け皿の確保や子ども・子育て支援の充実に努めるとともに、すべての施設・事業の質の確保と向上を図ります。

- ◆子育て家庭のニーズに沿った教育・保育及び子ども・子育て支援事業の基盤の整備
- ◆教育・保育及び子ども・子育て支援事業の質の確保・向上
- ◆子ども・子育てを支える施設・事業に携わる専門人材の確保・育成



④ 緊急対応の着実な運用により子どもの命と権利を守り、その後の地域生活を支えます

子ども家庭支援センターと児童相談所の強力な連携のもと、必要に応じて問題の解決まで協働した支援を行うことにより児童虐待の再発・連鎖を断ち切る児童相談体制を構築します。また、家庭養育を優先した社会的養護の受け皿の拡充と支援に取り組むとともに、措置や一時保護された子どもの権利が守られるよう権利擁護の仕組みを構築します。

- ◆子どもの命と権利を守るセーフティネットの整備
- ◆子どもの権利擁護の取り組みの推進
- ◆家庭養育を優先した社会的養護の推進
- ◆地域で安心して暮らすことのできるための環境整備と支援の充実

第4章 計画の内容（体系）

大項目	中項目
子育て家庭への支援	身近なつどい・気軽な相談の場の充実
	身近な地区における相談支援・見守りのネットワークの強化
	妊娠期から地域につながる取組みの推進～世田谷版ネウボラの推進～
	子どもと親のこころと体の健康づくり
	子育て力発揮への支援
教育・保育の充実	子育て家庭のニーズに沿った教育・保育の受け皿確保
	教育・保育の質の向上
支援が必要な子ども・子育て家庭のサポート	要保護児童・養育困難家庭への重層的支援
	配慮が必要な子どもの支援
	生活困難を抱える子どもの支援～子どもの貧困対策の推進～
	ひとり親家庭の子どもへの支援
	悩みや困難を抱える子ども、家庭に課題を抱える子どもの支援
質の高い学校教育の充実	地域との連携・協働による教育
	「世田谷9年教育」で実現する質の高い教育の推進
	多様な個性がいかされる教育の推進
子どもの成長と活動の支援	子どもが安心して過ごせる居場所、成長できる場・機会の充実
	子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実
子どもが育つ環境整備	地域の子育て力の向上
	社会環境の整備
	子どもの権利擁護・意識の醸成

第5章 子ども・子育て支援事業計画

子ども子育て支援法に定める「子ども・子育て支援事業計画」と位置づけて策定しています。平成30年9月にニーズ調査を実施し、調査結果を踏まえるとともに、世田谷区子ども・子育て会議に意見聴取を行ったうえで、事業計画を策定しました。

(1) 教育・保育事業

	令和元年度（見込）					令和6年度				
	1号認定	2号認定		3号認定	3号認定	1号認定	2号認定		3号認定	3号認定
		幼児期の学校教育の希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳		幼児期の学校教育の希望が強い	左記以外	0歳	1-2歳
需要量見込み	12,200	610	9,669	3,286	7,206	7,960	2,885	11,105	2,381	8,700
特定教育・保育施設		1,781	10,361	1,499	6,019	1,781	11,735	1,971	7,422	
新制度に移行しない幼稚園		10,165				10,165				
区外利用－区内利用		636				636				
確保の内容			10	86	253		10	86	253	
地域型保育事業所			357	443	1,296		333	368	1,034	
認可外保育施設										
確保総計		12,582	10,728	2,028	7,568	12,582	12,078	2,425	8,709	
計画期間の拡大量		-	-	-	-	0	1,350	397	1,141	

(2) 子ども・子育て支援事業

	令和6年度 需要量見込み	令和元年度 実績（見込）	令和6年度 確保の内容	計画期間の 拡大量	
幼稚園による一時預かり	(人日)	542,568	412,007	542,568	130,561
その他の一時預かり	(人日)	266,810	204,166	275,966	71,800
ショートステイ事業	(人日)	2,236	2,920	4,495	1,575
養育支援訪問事業	(件)	306	231	306	75
	委託事業者数	-	28	29	1
ひろば事業	(人日)	456,509	383,210	458,210	75,000
	(ヶ所)	80	65	80	15
病児・病後児保育	(人日)	28,022	23,700	28,500	4,800

第6章 子どもの貧困対策計画

子どもの貧困対策の推進に関する法律に定める「子どもの貧困対策計画」と位置づけて策定しています。

子どもの貧困対策の方向性

ひとり親世帯のみならず、ふたり親世帯も含む生活困難を抱える子どもや保護者に対する支援を全庁的に推進

1、支援・サービスの充実

- ① 子どもへの支援（食・学習・居場所等）の量・質の充実
- ② 保護者への支援の充実



2、支援につながる仕組みの強化

- ① 当事者の視点に立った情報提供、相談体制等の推進
- ② 支援者の気づきの感度の向上と連携強化

【施策展開の柱立て】

- 教育の支援
- 生活の安定に資するための支援
- 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- 経済的負担の軽減のための支援
- 支援につながる仕組みづくり

第7章 若者計画

子ども・若者育成支援推進法に定める「子ども・若者計画」のうち、子どもに関わる計画は子ども計画本体に内包し、若者の育成支援に関わる計画を「若者計画」として位置づけて策定しています。

【施策展開の柱立て】

- 若者の交流と活動の推進
- 生きづらさを抱えた若者の支援
- 若者が地域で力を発揮できる環境づくり
- 若者の社会に向けた文化・情報の発信への支援

第8章 計画の推進

【指標】

【子どもの指標】

- 自分のことが好きだと思う子どもの割合
- 住んでいる地域のために自分の力を役立てたいと思う子どもの割合

【保護者の指標】

- 子育てを楽しんでいると感じる保護者の割合
- 子育てをしやすい環境だと感じる保護者の割合

【地域の指標】

- 地域の子ども・子育て支援に携わってもよいと考える保護者の割合